

平成 2 4 年

上尾市教育委員会 5 月定例会 議案

議 案 名

議案第 3 1 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等 に関する規則の一部を改正する規則の制定につ いて -----	1
議案第 3 2 号	上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正す る規則の制定について -----	3
議案第 3 3 号	上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命に ついて -----	5
議案第 3 4 号	上尾市図書館協議会委員の任命について -----	7
議案第 3 5 号	上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について -----	8
議案第 3 6 号	上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱 又は任命について -----	9
議案第 3 7 号	上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命 について -----	1 0
議案第 3 8 号	平成 2 4 年度上尾市一般会計補正予算に係る意 見の申出について -----	1 1
議案第 3 9 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬 剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正 する条例の制定に係る意見の申出について -----	1 3
議案第 4 0 号	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制 定に係る意見の申出について -----	1 5
議案第 4 1 号	工事請負契約の締結に係る意見の申出について -----	1 9

議案第 3 1 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 2 2 年
上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）」を削り、同号を第 1
1 号とし、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号。以下この号において「法」と
いう。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務
（市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条
及び第 2 条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げる
もの

ア 法第 7 条第 1 項の規定により、児童手当の受給資格及び額を認定
すること。

イ 法第 2 6 条第 3 項の規定により、届出を受理すること。

ウ 埼玉县市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関す
る事務の取扱いに関する規則（平成 1 8 年埼玉県教育委員会規則第
5 号）第 2 条の規定により、児童手当受給者台帳を作成し、及び保
管すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成17年埼玉県条例第71号）の規定により上尾市が処理することとされた県費負担教職員に係る児童手当に関する事務について、その権限を教育長に委任するよう所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 3 2 号

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則

上尾市幼児教育振興協議会規則（昭和 5 3 年上尾市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「8 人」を「1 0 人以内」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 幼児教育に関し学識経験を有する者
- (2) 市立保育所又は私立保育園において保育事業に携わっている者
- (3) 市立幼稚園又は私立幼稚園において幼児教育に携わっている者
- (4) 市立小学校を代表する者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則に対する修正案
上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の一部を次のように修正する。
第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の改正規定中「又は」の次に「市内に設置されている」を加え、同項第 4 号の改正規定中「市立小学校」を「市立小学校長」に改める。

提案理由

幼稚園・保育所（園）・小学校が連携し、幼児期の教育と小学校教育のより一層の円滑な接続を図るため、上尾市幼児教育振興協議会委員に市立保育所又は私立保育園において保育事業に携わっている者を加えて組織するよう所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

【 白紙 】

議案第 33 号

上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について
上尾市公民館運営審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成 24 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

1 委嘱 [任期：平成 24 年 6 月 13 日から平成 26 年 6 月 12 日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
こんどう ひろあき 近藤 博昭	上尾市本町五丁目 在住	上尾市公民館運営審議会委員長	再任
せきね のぶみつ 関根 伸光	上尾市宮本町 在住	文化団体代表	〃
まとば やすこ 的場 保子	上尾市二ツ宮 在住	上尾市女性団体協議会長	新任
おかだ りょういち 岡田 良一	上尾市菅谷二丁目 在住	社会教育団体代表	再任
かんだき みよ 神田 喜美代	上尾市大字平塚 在住	元交通安全母の会代表	〃
おおき しげこ 大木 重子	上尾市大字平方 在住	元民生委員	〃
くにしま かずのり 國嶋 一矩	上尾市大字平方 在住	元人権擁護委員	〃
やまお みえこ 山尾 三枝子	上尾市大字原市 在住	公民館利用団体副代表	〃
あおき くにお 葵木 邦夫	上尾市大字原市 在住	原市柳通り北事務区長	新任
えのもと もとむ 榎本 求	上尾市中分二丁目 在住	上尾市農業委員会委員	再任
さだなが ひさえ 貞永 久枝	上尾市中分一丁目 在住	公民館利用団体代表	新任
あさやま かずお 浅山 一夫	上尾市向山三丁目 在住	元上尾市社会福祉協議会大谷支部長	再任
せきね こ 関根 とし子	上尾市西宮下四丁目 在住	民生委員	〃

2 任命 [任期：平成 24 年 6 月 13 日から平成 26 年 6 月 12 日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
つちや すずむ 土屋 進	上尾市立上平中学校 勤務	上尾市立上平中学校長	再任

提案理由

上尾市公民館運営審議会委員の任期が平成24年6月12日で満了することに伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 3 4 号

上尾市図書館協議会委員の任命について

上尾市図書館協議会委員に下記の者を任命する。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

任期：平成 2 5 年 7 月 3 1 日まで

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
はぎわら つねお 萩原 常夫	上尾市立富士見小学校 勤務	上尾市立富士見小学校長	
かきざき のぼる 柿崎 登	上尾市立西中学校 勤務	上尾市立西中学校長	

提案理由

上尾市図書館協議会委員に欠員が生じたため、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 5 条の規定により、後任として任命したいので、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について
上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を任命する。

平成 24 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

任期：平成 24 年 10 月 31 日まで

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
さかまき まさよし 坂巻 政美	上尾市立中央小学校 勤務	上尾市立中央小学校長	

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会委員に欠員が生じたため、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和 51 年上尾市条例第 30 号）第 4 条の規定により、後任として任命したいので、この案を提出する。

議案第 3 6 号

上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について
上尾市立人権教育集会所運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

1 委嘱 [任期：平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで]

【畔吉集会所運営委員会委員】

氏 名	住 所 等	備考
<small>ふじなみ みつぐ</small> 藤波 貢	上尾市立大字領家 在住	

2 任命 [任期：平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで]

【畔吉集会所運営委員会委員】

氏 名	住 所 等	備考
<small>おおつか あきら</small> 大塚 明	上尾市立大石南小学校 勤務	
<small>むかい しょういち</small> 向井 祥一	上尾市立大石南中学校 勤務	

提案理由

上尾市立人権教育集会所運営委員会委員に欠員が生じたため、上尾市立人権教育集会所運営委員会規則（昭和 5 0 年上尾市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 2 項の規定により、後任として委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 37 号

上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について
上尾市人権教育推進協議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成 24 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

1 委嘱 [任期：平成 25 年 3 月 31 日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
ふじなみ みつぐ 藤波 貢	上尾市立大字領家 在住	青少年育成連合会副会長	

2 任命 [任期：平成 25 年 3 月 31 日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
はらぐち かずあき 原口 一明	上尾市立平方北小学校 勤務	上尾市立平方北小学校長	
むかい しょういち 向井 祥一	上尾市立大石南中学校 勤務	上尾市立大石南中学校長	

提案理由

上尾市人権教育推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市人権教育推進協議会設置要綱（平成 15 年 9 月 24 日教育長決裁）第 3 条第 2 項の規定により、後任として委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 38 号

平成 24 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、平成 24 年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

平成 24 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 歳入（教育関係）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後の予算額
13 使用料及び手数料	1 使用料	0 千円	28,404 千円	28,404 千円
14 国庫支出金	1 国庫負担金	0 千円	33,388 千円	33,388 千円
	2 国庫補助金	0 千円	74,878 千円	74,878 千円
15 県支出金	2 県補助金	0 千円	10,374 千円	10,374 千円
	3 委託金	901 千円	2,994 千円	3,895 千円
16 財産収入	1 財産運用収入	0 千円	1 千円	1 千円
17 寄附金	1 寄附金	0 千円	1 千円	1 千円
18 繰入金	1 基金繰入金	0 千円	3,576 千円	3,576 千円
20 諸収入	3 貸付金元利収入	0 千円	8,436 千円	8,436 千円
	6 雑入	0 千円	35,554 千円	35,554 千円
21 市債	1 市債	0 千円	582,800 千円	582,800 千円

2 歳出（教育費）

(1) 目的別予算額

款	項	補正額	補正前 予算額	補正後 予算額
9 教育費	1 教育総務費	10,138 千円	842,976 千円	853,114 千円
	2 小学校費	0 千円	1,047,709 千円	1,047,709 千円
	3 中学校費	0 千円	515,334 千円	515,334 千円
	4 幼稚園費	0 千円	425,140 千円	425,140 千円
	5 社会教育費	0 千円	777,617 千円	777,617 千円
	6 保健体育費	0 千円	1,886,518 千円	1,886,518 千円
	合計		10,138 千円	5,495,294 千円

(2) 所属別事業別歳出補正額

●学務課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
1	さわやかスクールサポート事業(学級支援)	9,237	80,080	89,317
	<u>7 賃金</u>	<u>9,117</u>	79,780	<u>88,897</u>
	<u>9 旅費</u>	<u>120</u>	300	<u>420</u>

●指導課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
2	地域と連携した体力向上支援事業	901	0	901
	<u>8 報償費</u>	<u>193</u>	0	<u>193</u>
	<u>11 需用費</u>	<u>681</u>	0	<u>681</u>
	<u>14 使用料及び賃借料</u>	<u>27</u>	0	<u>27</u>

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳入歳出予算の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 39 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 24 年 5 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改め、同条第 2 項第 1 号中「10 万 4, 530 円」を「10 万 4, 290 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 6, 720 円」を「5 万 6, 600 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 2, 270 円」を「5 万 2, 150 円」に改め、同項第 4 号中「2 万 8, 360 円」を「2 万 8, 300 円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「5, 943 円」を「5, 660 円」に、「7, 720 円」を「7, 352 円」に、「9, 400 円」を「8, 670 円」に、「10, 653 円」を「9, 612 円」に、「11, 538 円」を「10, 411 円」に、「12, 285 円」を「11, 085 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「4, 455 円」を「4, 243 円」に、「5, 340 円」を「4, 926 円」に、「6, 358 円」を「5, 864 円」に、「7, 430 円」を「6, 853 円」に、「8, 473 円」を「7, 815 円」に、「9, 255 円」を「8, 509 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公務災害補償の基準となる政令の一部改正に伴い、介護補償の額及び学校医等に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するため、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第40号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成24年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例

上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「会議室」を「会議室兼スタジオ」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。次条第1項、第5条第1項及び第3項、第7条並びに第8条において同じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第4条第1項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「事情により」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加える。

第5条第1項及び第3項並びに第7条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。

第12条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第12条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

第16条中「必要な」を「体育館の管理に関し必要な」に改め、同条を第18条とする。

第15条を削る。

第14条の見出しを「（利用料金の返還）」に改め、同条本文を次のように改める。

指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。

第14条ただし書中「還付する」を「返還する」に改め、同条第1号中「教育委員会が」を削り、同条を第17条とする。

第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長の承認を得て」を加え、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第16条とする。

第12条の次に次の3条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第13条 指定管理者が行う管理の業務は、体育館の利用に関する業務、第2条各号に掲げる業務、体育館の施設等及び物品の維持管理に関する業務その他の体育館の管理の業務とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、体育館の管理の業務を行わなければならない。

- (1) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。
- (2) 体育館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（利用料金）

第15条 利用権利者は、第5条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理

者が定める。

- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

別表中「（第12条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同表1の表中「団体貸切り使用料」を「団体利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表弓道場の項の次に次のように加える。

会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400
----------	-----	-----	-----	-----	-------

別表1の表会議室の項を次のように改める。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表1の表備考第4号中「及び会議室」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第6号及び第7号中「使用料」を「利用料金」に改め、別表2の表中「個人使用料」を「個人利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場の項中「アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場」を「アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場」に改め、同項の次に次のように加える。

体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	250	250	250	250
---------------	-------	-----	-----	-----	-----

別表2の表に次のように加える。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表2の表備考中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表備考第5号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の上尾市民

体育館条例の規定により上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における改正後の上尾市民体育館条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

上尾市民体育館の設置の目的を効果的に達成するよう、その管理を指定管理者に行わせるため、上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 4 1 号

工事請負契約の締結に係る意見の申出について

下記のとおり、工事請負契約を締結することについて、市長に意見を申し出る。

平成 2 4 年 5 月 2 5 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1 契約の目的 | 中央小学校校舎改築工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 6 5 2 , 8 9 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 上尾市原市中一丁目 7 番地 8
千代本興業株式会社 |

提案理由

中央小学校校舎改築工事（建築工事）に関する工事請負契約を締結することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。